

## 『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』 開催のご案内

建設業労働災害防止協会愛知県支部

特定化学物質や四アルキル鉛を取扱う作業を行う場合は、労働者が特定化学物質や四アルキル鉛により汚染され、またはこれを吸入しないように、事業主は「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者の中から作業主任者を選任しなければなりません。

そして、令和2年の法令改正により、「金属アーク溶接作業」で発生する「溶接ヒューム」も特定化学物質に追加され、同作業主任者の選任が義務付けられることとなりました。（令和4年3月31日まで経過措置あり）

これまで、当支部では、同技能講習は、休止とし実施しておりませんでした。会員の皆様からの要望が強いことなどに鑑み、本年10月から、以下の通り開催することとしました。

令和4年4月1日からは、金属アーク溶接作業を行うには、同作業主任者を選任することが必要となりますので、是非、この機会に受講をご検討ください。

1. 講習内容：健康障害及びその予防措置に関する知識（4時間）  
                   保護具に関する知識（2時間）  
                   作業環境の改善に関する知識（4時間）  
                   関係法令（2時間）  
                   修了試験（1時間）
2. 受講資格：18才以上
3. 開催日：~~令和3年10月13日～14日~~——8:50開講 **満席により受付終了**  
               ~~令和3年11月29日～30日~~——8:50開講 **満席により受付終了**  
               令和4年 2月17日～18日       8:50開講
4. 受講料：講習料 ¥11,550（税込）, テキスト代 ¥1,980（税込）  
                   ※会員事業所の所属の方はテキスト代より¥1,000を当協会が負担します。
5. 会場：愛知建設業会館（名古屋市中区栄3-28-21）
6. 定員：50名
7. 申込方法：「作業主任者 技能講習 申込書B（2021.8）」に身分証明書（写し）を添付し、郵送で申込みしてください。  
                   ※受講申込書は、ホームページからダウンロードできます。  
                   ※受講券、請求書は、受講日の概ね2週間前に発送いたします。
8. 郵送・問合せ：〒460-0008 名古屋市中区栄3-28-21

建設業労働災害防止協会愛知県支部

Tel：052-242-4441